

事業計画書

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

地域ケアプラザの指定管理者は、高齢者、子育て世帯、障害のある方など、誰もが地域の中で困りごとを抱えて孤立することのないよう、介護・医療や生活支援・介護予防等と地域住民による見守りや助け合い等の一体的な支援を、身近な日常生活圏域で行う役割を担います。

また、地域住民が主体となって、つながり支え合う地域づくりを進められるよう、横浜市地域福祉保健計画の策定・推進等を通じて、地域の課題を地域住民や関係機関と共有し、解決に向けた話し合いや活動を支援します。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して、情報収集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画を記載してください。

上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

1 各地区的特色について

反町地域ケアプラザは4地区を担当しており、それぞれ以下のような特色があります。

(1) 幸ヶ谷地区

横浜駅の北東に隣接し、地区内に京急神奈川駅があります。徒歩で横浜駅に出ることもでき、交通の利便性が高い地区です。戸建住宅が幸ヶ谷周辺に見られる一方、栄町・金港町・大野町にはタワーマンションが多く立地しており、転入による20代後半から40歳代の人口が増えています。地区社会福祉協議会（以下、地区社協）では交流を目的としたイベント・事業が実施されています。

(2) 神西地区

JR東神奈川駅の西側に広がる地区です。地区内を国道1号と横浜上麻生線が交差しています。東神奈川駅周辺の二ツ谷町・西神奈川一丁目・富家町はマンションが多く、鳥越・立町には戸建が多くなっています。各自治会町内会にてサロン・昼食会が月に1回行われており、見守り活動を兼ねた居場所づくりが行われています。

(3) 青木第一地区

横浜駅に近く、地区に隣接して東急東横線反町駅、京急線神奈川駅、市営地下鉄三ツ沢下町駅があり交通の利便性が良い地区です。丘の上は戸建が多く、幹線道路沿いや公園の周辺にはマンションが多く立地しています。自治会町内会は12町会で構成されており、それぞれの地理や住民

性を活かして地域行事や居場所づくりが活発に行われています。

(4) 青木第二地区

北側は反町駅周辺の起伏ある丘の上に位置し、戸建が多くなっています。南側は国道1号線沿いの市街地でマンションが多く立地しています。交通の利便性が良いため、20歳代～40歳代の人口が増加傾向にあります。地区全体で防災をテーマとした取組を行い、各自治会町内会では要援護者の状況把握・情報共有を行っています。

2 地域特色を踏まえた課題及び取組について

- (1) 交通の利便性が良いエリアのため、転入等により生産年齢人口の割合が高い一方で、将来的には徐々に高齢化が進んでいくことを鑑みると、これまで各地区・自治会町内会レベルで行われている地域活動の継続が難しくなる可能性があります。各地区において、次期の第5期地域福祉保健計画地区別計画策定のなかでも、「若い世代との交流」や「若い世代の地域活動参加」をテーマの1つとして、目標や具体的な取組について検討されています。地域の活動が世代交代しながら継続できるよう、地域にとって必要となる取組の担い手育成を進めます。
- (2) 高層マンションが並ぶ住宅地域と戸建ての住宅地域が混在したエリアとなっています。マンション特有のプライバシーを重視した生活スタイルやセキュリティの高さから、周囲からの状況把握がきにく一方、戸建ての住宅地域では高齢化が進み、更なる要援護者の把握や見守りが課題となっています。ふれあい活動員の活動支援の他、定例会等を通じた民生委員・児童委員（以下、民生委員）との連携強化や、要援護者の早期発見対応の取組を進めます。
- (3) コロナ禍を経て、外出機会の減少等による高齢者の介護予防や健康管理に関する意識の低下が懸念されています。活動先へ通える住民が限定されないよう、広く地域で介護予防・健康を意識した取組を行います。特に地域のサロン等の参加者は女性が多く、男性が参加できる場が少ない状況です。男性の社会参加を目的とした介護予防活動や活躍の場づくりを進め、男性の生きがいづくり・仲間づくりを支援します。

(3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加え、他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

1 地域、行政、区社協、関係機関との連携

- (1) 連合自治会町内会、民生委員児童委員協議会（以下、民児協）、地区社協の定例会や、地域のサロン・ボランティア活動への関わりにより、地域ケアプラザの事業や福祉保健情報等を発信します。また、身近な相談先として、個人・団体の困りごとを把握・解決するとともに、それらを地域ニーズとして捉え、地域づくりに活かしていきます。
- (2) 地域との関わりから得た情報や支援内容を地域別グループ会議や地区支援会議において、区役所各課や区社会福祉協議会（以下、区社協）と共有し、地域福祉保健計画地区別計画の推進等の地域支援に活用します。

2 その他、近隣施設・団体との連携

(1) 近隣施設のNPO法人反町福祉活動ホーム、地域活動支援センター精神障害者地域作業型わかば工芸、社会福祉法人いづみ（保育所）とのネットワーク構築と地域の方への障害理解促進、および各施設の周知を目的に、反町第一町内会の協力を得て「たんまち文化祭及び反町展示会」を開催します。



【たんまち文化祭】



【反町展示会】

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

本会では、「誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をみんなでつくりだす」という活動理念の実現に向けて、会員組織としてのネットワークを活かした地域福祉活動を推進し、地域住民や関係機関の皆さんとともに地域の支えあい活動などの共助の層を厚くする取組を展開してきました。

1 基本方針（長期ビジョン・横浜市地域福祉保健計画）

団塊の世代が後期高齢者となり、様々な課題が想定される「2025年問題」などの福祉課題に対して本会の組織・活動の方向性を「長期ビジョン」としてまとめ、これを具体的に推進するために5年を単位とする「中期計画」を策定して取組を進めています。

現在、2040年までを見越した新たな長期ビジョンを策定中(令和6年度末完成予定)です。次期中期計画は、新たな長期ビジョンを踏まえ、令和7年度中に策定する予定です。

また、横浜市地域福祉保健計画については、横浜市と共同事務局として策定・推進に関わっており、これらの計画を事業に反映して取組を進めています。

2 事業実績 ※令和6年3月31日時点

本会は18区の区社協との連携のもと、市全体として地域福祉の推進を図ってきました。また、数多くの指定管理施設を運営するほか、横浜生活あんしんセンター及び障害者支援センタ

一など幅広い福祉分野の事業を実施しています。

(1) 施設運営

福祉保健研修交流センターウィリング横浜、横浜市健康福祉総合センター、地域ケアプラザ、老人福祉センター、地区センター、障害者研修保養センター横浜あゆみ荘等、複数の指定管理施設を運営しています。

個々の施設の特長を活かし、行政や区社協と連携しながら、地区社協、民生委員、ボランティアなど福祉関係者とともに助け合いのまちづくりを進めています。

(2) 幅広い福祉保健人材の育成

社会福祉センターの運営や地域ケアプラザとの連携、ウィリング横浜における研修等を通じて地域福祉保健の人材育成に向けた取組を進めています。

(3) 地域における権利擁護の推進

横浜生活あんしんセンターを運営し、法人後見の受任、市民後見人の養成・活動支援、18区社協あんしんセンターの支援など地域における総合的な権利擁護の事業を実施しています。

(4) 障害福祉の推進

障害者支援センターを中心として障害理解の啓発や障害当事者団体の支援を進めるとともに、横浜市からの受託事業である障害者後見的支援制度の運営を通じて、障害当事者が地域で自分らしく暮らせる地域づくりに取り組んでいます。また、障害児者の地域生活、社会参加を促進するため、訓練会や地域活動ホーム、地域活動支援センター等の運営を支援しています。

(5) 会員活動と地域福祉の推進

本会は社会福祉施設、事業所、地域福祉活動団体、ボランティア団体などさまざまな立場、種別の会員で組織された協議体組織です（会員数： 5881 団体・人）。それぞれの組織課題や地域課題を解決するため、会員相互の課題解決力や専門性を活かした取組を行っています。

3 地域ケアプラザ事業への貢献実績

(1) 市内全地域ケアプラザで組織する地域ケアプラザ分科会の事務局運営

市域での職員連絡会や所長会の事務局を担い、共通課題の検討や研修を実施しています。

(2) 地域ケアプラザの人材育成

分科会全体会での所長向け研修や、職種別に組織された研究会における情報共有や課題検討等を介して、地域ケアプラザを運営する職員全体の業務の質の向上を図っています。

(3) 生活支援体制整備事業の推進支援

区社協と連携し、地域ケアプラザ等に配置されている2層コーディネーターを支援しています。具体的には、地域課題の検討、研修実施、事業創出、事例集等による取組の可視化等を実施しています。

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

1 予算の執行状況について

予算の執行にあたっては、過不足ないよう支出経過を見るなど予算管理を徹底し、必要に応じて予算の補正も適切に行ってています。令和5年度決算においては経常増減差額及び当期活動増減差額ともにマイナスとなっており、その主な要因は、本会が実施する年金共済事業で運用しているシステムにかかる減価償却費が生じたことや、地域ケアプラザにおいて、賃金上昇や物価高騰に伴う費用増に対し、介護保険事業収入や指定管理料収入が不足したことです。システムの減価償却が令和8年度末で終了予定のため、システムの大規模改修や入替がなければ令和9年度以降は費用が発生しない見込みです。また、介護保険事業については、通所介護事業における介護報酬加算の取得による収益増や、営業日数の見直し等による収支改善に取り組んでいます。

法人全体としては支障ない運営を行っており、健全な経営に努めています。

2 法人税等の滞納の有無について

法人税や消費税、固定資産税など納税に係る業務については、税理士に一部業務を委託し、また同者の指導のもと、適切な納付に取り組んでいます。現時点で滞納などはありません。

3 財務状況の健全性について

法人全体の財政状況については、月次試算表作成に合わせ流動比率や人件費比率、経費比率などを確認し、情報を把握しています。また、施設の運営状況については、法人本部と連携し収支状況を常に把握し、収支状況を確認しながら事業活動が滞ることがないように努めています。

法人全体としては、民間の社会福祉施設整備のための資金貸付事業における借入金がありますが、償還金を原資として確実に返済しており、法人運営に支障をきたすことはありません。なお、本事業は新規貸付を終了しており、今後借入金は増加しません。

4 安定した経営ができる基盤について

本会財務状況は、予算管理を徹底することでより安定した経営ができるよう努めています。日々の経費支出から資産等の管理に至るまで、予算の範囲内で行うこと前提とし、必要に応じて予算の補正を行うことで安定した事業活動を行っています。

また、本会では平成29年度から会計監査人による監査を実施し、財務・会計等の指導を随時受け、社会福祉法人会計基準を遵守した財務活動を行っています。そのうえでより安定的な経営が行えるよう、内部検討のみならず、所管局でもある横浜市健康福祉局と密に連携しながら安定的な法人運営に努めています。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤

務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

地域ケアプラザ業務の質が高まるよう、福祉における多様な事業を経験した人材を法人全体で育成することで、適切な人員を配置します。

1 所長予定者の配置について

本会は、市内で多数の福祉施設の運営や幅広い福祉事業を実施しています。所長予定者には、施設管理者として必要な経験のある管理職、もしくは区社協における地域福祉の推進や地域ケアプラザでの勤務実績がある職員を内部登用により配置します。

2 必要な職員の確保、適正な配置について

常勤職員は、介護保険関連の専門職採用による配置や、法人内で特に地域福祉の推進に意欲ある職員を配置します。

また、本会の人材育成計画及びキャリアアップ支援制度による有資格者の確保と法人スケールを活かしたジョブローテーションにより、継続的に適切な人材を配置します。

外部へ向けては就職相談会等の実施、また職員紹介・職場紹介動画など、わかりやすいコンテンツを活用して有資格者の確保に努めます。

非常勤職員は、様々な媒体を活用し地域に根ざした施設として、できる限り地域の方を採用することにより、施設と地域をつなぐ役割を担ってもらいます。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

1 本会の人材育成について

本会では「人材育成計画」を作成し、「横浜市社協が組織として遵守すべき規準」を柱として、初任者から幹部まで職位ごとの「求められる職員像」や、地域ケアプラザでは職種別に経験年数に応じた「職務遂行能力」を具体的に示しています。それらに基づき、全職員に対して人事考課制度を導入しており、法人全体の方針をふまえた個人目標設定・業務遂行・自己評価・上司の評価・指導（振り返り）を職員ごとに行い、人材を育成しています。

更に、新任職員を対象とする教育システムとして「新人育成リーダー制度」を実施し、職場における日常的なOJT（実務を通じての教育・訓練）体制を構築しています。

2 地域ケアプラザの職員育成について

横浜市が示す「地域ケアプラザ業務連携指針」のほか、本会では次のとおり指針等を作成し、地域ケアプラザに従事する職員を育成しています。これらを活用して定期的に各々の業務能力を確認しながら、自身に不足している部分を明確化し、足りないスキルを向上することで質の高いサービスが提供できるよう取り組んでいます。

(1) 地域ケアプラザ基本指針

(2) 地域ケアプラザ業務指針

(3) 5職種連携のあり方（保健師等、主任ケアマネジャー、社会福祉士、地域活動交流コーディネーター）

- イネーター、生活支援コーディネーター)
(4) 地域ケアプラザ自己評価シート
(5) 地域ケアプラザ業務に取り組む姿勢

3 研修計画について

法人の研修計画に基づき、各地域ケアプラザにおいて非常勤を含めた研修計画を作成し、職員一人ひとりが求められる役割を遂行するために必要な知識・技術の向上に努めています。新人育成リーダーの配置をはじめ、非常勤職員も含め日常的にOJTを実施していくとともに、内部研修だけではなく外部研修にも積極的に参加し、全体的な資質向上に努めます。

【組織内研修 主な内容】

(1) 実務研修

- 介護保険基礎研修
地域ケアプラザ職員研修（職種連携研修、新任包括支援センター職員研修 等）
介護予防支援研修
地域活動交流コーディネーター研修
第2層生活支援コーディネーター研修
サブコーディネーター・コミュニティスタッフ研修
職種別実地研修 等

(2) 職場研修

- 衛生管理研修
非常災害対策研修
事業継続計画研修
認知症介護基礎研修
認知症ケア研修
プライバシー保護（個人情報保護）研修
倫理及び法令遵守研修
事故予防・再発防止研修
緊急時の対応研修
入浴介助研修
高齢者虐待防止研修
感染症予防研修 等

(3) 基幹研修

- 新任職員採用時研修
人権研修、ハラスマント研修、メンタルヘルス研修
コンプライアンス研修
階層別研修（対象別：新採用職員、新人育成リーダー、中堅、主任、管理職員など）
地域福祉実践力向上研修
コミュニケーション・シャルワーク研修

法人全体研修 等

(4) 課題別研修

苦情解決研修

権利擁護の視点を学ぶ研修 等

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

地域ケアプラザは、乳幼児から高齢者、障害のある方などさまざまな市民が利用する施設です。ご利用者が安心して安全に、かつ快適に利用できるよう、区役所と十分な連携をとり施設を維持管理します。また、施設の長寿命化に向け、計画的な維持保全を実施します。

1 安心・安全・快適に利用していただくために

日常清掃や定期清掃により施設を清潔に保持し、来館者の衛生に配慮します。また、地域の方々に施設を安全に利用していただけるように、実際にご利用される方々のご意見を取り入れながら、設備を維持管理します。

2 法令に基づく施設・設備の管理

建築物・建築設備・電気・消防等の各種法令に基づき、保守点検作業を実施します。

3 定期的な保守点検

設備の管理について、職員による日常点検と年間を通じた委託業者による専門的な定期点検を実施して、施設の不具合で利用者に不都合を生じさせないよう、不具合の早期発見、早期修理を心がけ、大規模な修繕を未然に防ぐよう取り組みます。

4 計画的な施設・設備の改修

利用される方が快適かつ安全に利用できるよう、計画的に施設及び設備の改修を実施します。経年劣化等に対し長寿命化を図るために、施設や設備の状況を正確に把握し、必要に応じて区福祉保健課を通じて改修します。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。
※急病時の対応など。

本会内で発生した事件・事故やヒヤリハット事例を共有するとともに、日常点検の実施や各種手順の見直しを行うことで、重大な事故等の未然防止に取り組んでいます。

事件事故が発生した際は、「事故対応マニュアル」に則り、適切な初動対応を行った上で速やかに区役所等の関係機関へ報告します。

また、災害発生時に地域と協力体制が取れるよう、日頃から関係づくりを進めます。

あわせて福祉避難所としての役割を着実に果たすことができるよう、各種マニュアルや事業継続計画の整備、防災訓練や職員研修を計画的に実施します。

(3) 災害等に対する取組について

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

発災時には、本会の災害対策マニュアルに基づき、自身と利用者の安全確保や情報収集、必要に応じて避難誘導を行う等、安全確保に向けた対応を行います。

福祉避難所の開設要請があった場合に備えた事前準備として、区防災計画に基づき、「福祉避難所開設・運営マニュアル」を作成し、全職員で福祉避難所の役割や機能、運営方法等を共有することで、いざという時にも円滑に運営できるよう準備します。また、福祉避難所情報共有システムについても、迅速に対応ができるよう操作マニュアルを参照し、操作の訓練を行います。

福祉避難所の運営にあたる職員の確保に向けて、交通機関が機能しない状況でも迅速に参集できるよう机上参集訓練を法人全体で年1回実施し、最短の参集経路の確認や参集人数に応じた対応の検討等のシミュレーションを行います。

防災備蓄についても適切に管理し、避難者が安心して避難生活を送れるよう備えます。

イ 災害等に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・まん延に備えるための取組について、具体的に記載してください。

災害対策マニュアル以外にも、法人として初動行動マニュアル、事業継続計画等を整備するほか、全職員を対象とした安否確認訓練を行い、震災や風水害といった災害に備えています。

地域ケアプラザでは介護保険部門の事業継続計画を作成し訓練するほか、相談業務等で把握した発災時に特に安否確認が必要なケースについては、日頃から地区社協、民生委員等と情報共有するなどして、地域の見守りの取組につなげます。

また、地域防災拠点運営委員会が実施する地域の訓練等に参画し、有事に備えた日頃からの顔の見える関係づくりを進めます。

国内での大規模災害発生に伴う災害ボランティアセンターの運営への応援要請があった際には、法人として職員を派遣しており（能登半島地震：18名）、報告会等で知見を共有することで具体的な発災時の状況等についての理解を深め、万一の発災に備えます。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

地域ケアプラザは横浜市の公共施設であることを認識し、常に地域住民や利用者の視点にたった対応を心がけます。介護保険サービス事業者等に対しても公正・中立な立場にたち、利用者やその家族に介護保険サービス事業者を紹介する際は、偏りが生じないよう情報提供します。

1 利用者への公正中立な情報提供

居宅介護支援事業所を紹介する際は、複数の事業者情報を伝え、相談者が自ら選択できるよう、また、不利益が生じないように努めます。

あわせて情報を提供する際、特定の事業所に偏る事が無いよう、日頃から情報を収集するとともに、日常的に所内で情報共有や相談を行います。

2 介護保険事業所との公正・中立な連携

公正・中立に情報提供できるよう、ハートページなどを活用して、特定の事業所に情報が偏らないよう心がけます。

3 コンプライアンスの推進

本会の職員は、関連する法律・諸規定を遵守し、地域福祉の推進を担う職員として、公私ともに常に良識を持った行動をとることを心がけます。その取組として、コンプライアンスハンドブックを全職員が携帯し、公正・中立な立場で業務にあたります。

また、法令遵守のみにとどまらず、積極的に市民の願いや期待に応え、行動することを目指します。地域福祉の推進役として職員一人ひとりが改革意識をもって考え、行動し、市民や関係機関との協働のもと、地域の福祉課題を把握し、その解決に取り組みます。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

利用者アンケート（毎年実施）を実施するとともに、館内にご意見箱を設置することで、施設を利用される方からのご意見・ご要望をお受けする体制を整備します。

また、日常的な利用者とのコミュニケーションの中から聞き取ったご意見・ご要望は、業務改善の機会ととらえ、部門会議等で検討の上、改善に取り組みます。

申し出ていただいた苦情については、それぞれの申出者の思いを真摯に受け止め、解決策や対応策について検討し、苦情相談対応マニュアルに沿って迅速に対応します。

なお、本会では、3名の外部有識者（法律、人権、社会福祉）で構成する苦情解決調整委員による苦情解決制度を有しており、地域ケアプラザに係る苦情についても本制度に基づき、適切に対応しています。所属（一次対応）、本会幹部職員で構成される苦情解決推進チーム（二次対応）において

て解決に至らない苦情については、苦情解決調整委員（三次対応）の対応により解決を図ります。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

1 個人情報の保護について

個人情報保護法や横浜市個人情報保護に関する条例に基づき策定されている本会の「保有する個人情報保護に関する規程」に基づき、適切に個人情報を管理・活用します。

また、個人情報保護に関する研修を実施するとともに、取得する個人情報は必要最低限のものとし、不要となった情報は適切に廃棄処理するなど個人情報の適正な取り扱いを徹底します。取得した情報の管理については、個人情報の記載された書類は事務室内の書庫に保管し、終業時には施錠を徹底しています。各職員のパソコンについても、セキュリティワイヤーで固定するとともにパスワード管理をしており、外部への個人情報の持ち出しは原則禁止としています。

あわせて年に1回、全部署を対象に自主点検を実施し、改善に取り組んでいます。

2 人権尊重について

相談対応や事業実施にあたっては、すべての職員が常に相手の立場に立って行動するように努めています。

また、社会福祉の従事者として、人権問題に対して正しい理解と認識を深め、人権尊重を基調として行動できることを目指して、人権研修を人材育成計画における基幹研修として位置づけ、実施しています。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

1 環境への配慮

少量化を目的にゴミ自体を減らすとともに、ゴミを排出する場合は適切に分別し、大切な資源としてリサイクルに取り組みます。また、リサイクルペーパーなどエコロジー商品を積極的に購入します。

地球温暖化への対応（横浜市地球温暖化対策実行計画の推進）として、未使用的部屋の消灯、クールビズ・ウォームビズを推進し、空調機の室内温度設定を夏は28度、冬は20度として節電に努めるなど、施設運営の省力化を進めます。

2 市内中小企業への優先発注

業務委託や物品購入などの発注については、横浜市中小企業振興条例と本会経理規程に基づき、中小企業への優先発注を意識した取扱いとします。特に100万円以上の費用が発生する契約につ

いっては、市内中小企業を優先指名することを規定した本会業者指名基準要綱に則り、本会業者選定委員会においてその対象となる業者を選定します。

3 障害就労施設等からの物品等の積極的な調達

障害者就労施設等からの物品等の積極的な調達については、法人として『よこはま障害者共同受注総合センター事業』を横浜市から受託し、企業や行政等からの市内対象施設への受注促進等に取り組んでいます。本施設においても、物品調達の際はエリア内を中心とした障害者就労支援施設等へ発注します。

4 男女共同参画の推進

女性が活躍できる環境を整備し女性活躍の取組を加速させるため、法人として『女性の職業生活における活躍の推進に関する行動計画』を定め、女性職員が、職業生活において十分に能力を発揮できる雇用環境づくりを進め、優良な企業として認定を受けています。本施設の運営においても、男女ともに全職員が職業生活と家庭生活との円滑な両立を可能にするため、ワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、定期的及び不定期にも面談を実施する等、本人の意思が尊重される機会を積極的に設けます。

5 障害者の就労推進

法人として定めた『障害者雇用推進方針』に基づき、就労支援センター等とも連携し、法定雇用率を達成しています。今後も各職場で障害の有無に関わらず各職員がいきいきと働く職場づくりを目指し、本会全所属における障害者雇用推進に取り組みます。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

1 稼働率向上に向けた情報提供について

各時間帯・各部屋が市民の福祉保健活動に有効活用されるよう、部屋の特徴や設備・貸出物品などの情報提供を行い利用者数の増加を目指します。また、地域包括支援センター、地域活動交流における相談や居宅介護、通所介護部門それぞれが地域の方に活用していただけるよう、情報提供にあたり様々な媒体（広報紙、パンフレット、会場予約状況の掲示）を使用して、必要な人に必要な情報を提供します。

2 部屋利用の支援について

地域ケアプラザでは介護予防や交流を目的として講座などの自主事業を予定しています。自主事業開催時から、自主化後に会場が確保しやすい時間で事業を実施し、事業終了後の自主活動化

を支援することで、施設稼働率の向上に取り組みます。

また、年に1回程度、会場利用団体交流会を実施し、団体間の交流から新たな福祉保健活動へつなげるようなコーディネートを、引き続き行なっていきます。



【会場予約状況の掲示】



【会場利用団体交流会】

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の相談への対応）

高齢者・子ども・障害者等幅広い分野の相談への対応についての考え方、他機関との連携方法等について記載してください。

どのようなお困りごとにも対応することを目指し、日頃から区役所や関係機関、地域住民と連携し顔の見える関係を構築することで、複合的なニーズを含む幅広い相談に速やかに対応できるようになります。

1 総合相談窓口の周知

高齢者、子ども、障害児・者、生活困窮者等の対象を問わず、本人またはその家族等の相談を受け止める機関であることを住民および関係機関等に知つてもらえるよう、地域ケアプラザの個別支援機能と地域支援機能を引き続き周知するとともに、広報紙が様々な世代に届くよう、5職種（地域包括支援センターの保健師等・主任ケアマネジャー・社会福祉士、地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーター）が連携し、各関係機関（病院・銀行・施設等）等へも配布先を広げていきます。

2 情報提供・発信

地区民児協や地区社協の会議、サロン、ふれあい活動員研修などに参加することで個別支援に係る地域との連携を深めながら地域情報を把握します。その結果得られた情報を整理し、「必要な情報」が「必要とする人」に届くよう、地域で行われている会議や、広報紙の活用等を介して情報を提供します。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

地域ケアプラザを運営するうえで、区役所や地域内の関係機関及び区内各専門機関との連携が最重要であると考えます。日頃からの顔の見える関係づくりに努め、双方向での情報把握や連携した関係づくりを目指します。

所内においては、地域ケアプラザが日常生活圏域における地域支援を進めるため、本会が作成した「地域ケアプラザが取り組む地域支援～5職種連携編～」の考え方により、地域活動交流事業、地域包括支援センター、生活支援体制整備事業と協働し、地域課題の把握、地域支援業務を進めます。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

区役所、区社協、地域ケアプラザが一体となり、住民活動の拡充や専門機関も含む支援体制の整備を進め、必要な地域活動を住民とともに考え、組織化や活性化(つながりづくり、担い手の育成、新規事業化など)を支援・協働していきます。

1 顔の見える関係づくり

ネットワークの構築において、「顔の見える関係づくり」は不可欠です。自治会町内会、地区社協、民児協、老人クラブ等、地域関連団体の会議や行事に定期的に参加し、地域ケアプラザの役割を伝え、気軽に相談しあえる関係をつくります。

2 地域ケア会議や協議体の推進

個別ケースの検討を積み重ねる中で、地域に不足している資源やサービス、連携が必要な職種や機関、深刻化が予測される地域の課題等を明らかにしていきます。これらを地域住民等の関係者で共有し、課題解決に向けた検討を行います。

3 身近な地域でのつながり・ささえあい活動の推進

「身近な地域のつながり支えあい活動推進事業」は、必要な支援に結び付いていない人を近隣住民の気づきによって早期発見し、住民との協働による支援や居場所づくり・役割づくりを行いながら、「個」を意識した地域づくりを進めて行く本会独自の取組です。

市社協本部・区社協との連携とともに関係機関の協力を得ながらこの取組を推進します。

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

区の事業等に積極的に参加・協力し、区運営方針（笑顔でつながる「神奈川区」～地域の皆様とともに、安心で温かい元気なまちづくりを進めます～）の実現のために各関係機関と協働を進めます。

1 誰もがいきいきと暮らし続けられるまちづくり

地域団体や企業などと連携した認知症サポーター養成講座や、地域住民を対象とした認知症予防講座の実施により、介護予防・高齢者支援事業を推進します。講座の企画など必要に応じて区役所と協働で進めます。また、「よこはまウォーキングポイント」や「よこはま健康スタンプラリー」に積極的に協力し、健康づくりの取組を推進します。

2 地域がつながり魅力にあふれるまちづくり

高齢者や障害者を対象とする福祉施設が集まる地域の特徴を活かし、近隣施設共催のたんまち文化祭・反町展示会などを通じて「誰もが地域で共に生きること」の大切さを発信します。

地域福祉保健計画地区別計画の策定・推進に区役所・区社協と協働で取り組みます。特に地区別計画については地域別グループの一員として積極的に参加し、地域情報の共有や地区別推進会議の進め方の検討及び運営に取り組みます。

また、地域包括ケアシステム構築に向けて、地域ケア会議等を活用し地域との連携を区役所と協力して検討し進めます。

3 安心・安全なまちづくり

災害時要援護者支援に関する地域事業（要援護者マップの更新や安否確認訓練など）に区役所とともに参加し、取組を推進していきます。また、福祉避難所の適正な運営に向け、福祉避難所開設マニュアルの作成・改訂や防災備蓄の管理を区役所とともに進めます。

力 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

神奈川区地域福祉保健計画における地区別計画の地域別グループの一員として、区役所・区社協とともに、計画の推進に積極的に取り組みます。

地域ケアプラザは、最も地域に近い福祉施設であるという位置づけを意識して、地域情報の収集と地域ケアプラザの機能を活かした支援を継続していきます。また、収集した情報は、地域別グループの会議などで共有し、解決や地域への協力につなげます。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組

について、具体的に記載してください。

より多くの地域住民に地域ケアプラザに訪れてもらえることを目的に、各世代に向けての事業を展開し、地域ケアプラザの機能や役割を周知します。

事業実施にあたっては、地域ニーズの把握と解決に向けて、地域ケアプラザ内の全部門をあげて実施するとともに、地域住民と連携・協働して取り組みます。

1 高齢者支援事業

高齢者を対象に、閉じこもり防止や地域の方との交流、つながりづくりを目的とした自主事業等を実施します。定期的な居場所づくりを進めて、そこで把握した困りごとを抱えている高齢者を地域包括支援センターへつなぎ支援します。また、高齢者の健康づくりや生きがいづくりのため、ボランティア・福祉活動につながる取組を実施します。

また、地区の高齢者対象のサロンやシニアクラブ等へ協力を依頼し、介護・福祉に関する出張講座をさらに拡充していきます。



【青木なかよし会】



【ご近所お茶飲み会】

2 子育て支援事業

「神奈川区子育て支援拠点かなーちえ」との連携により、子育て世帯のニーズに合わせた事業を実施します。

(1) 主任児童委員情報交換会

担当エリアでは、子ども支援に関わる4地区の主任児童委員から、どのように活動したらよいのか、また長年活動されていても悩みや課題を抱えているといった声があります。主任児童委員同士での情報交換をきっかけに、活動のヒントが見つけられるような場づくりと、地域ケアプラザとの関係性を強化することを目的に情報交換会を実施します。

(2) 幸ヶ谷こども育みフォーラム

幸ヶ谷地区にて、子ども支援に関わる方や、これから活動を考えている方などを対象に、地域の子どもを取り巻く現状や課題、地域で何ができるのかを考える場の設定と住民・施設の垣根を

越えたつながりづくりを目的に実施します。



【かなプラ子育て応援タイム】



【幸ヶ谷こども育みフォーラム】

3 障害児・者支援事業

基幹相談支援センター、生活支援センター、区社協と協働し、高齢者だけでなく、障害児・者も含めた要援護者全体を地域の中で見守る意識を高めるため、地域の障害に対する意識啓発や、地域での見守りを目的とした取組等を実施します。

また、子どもから高齢者、障害児・者などすべての方が参加できる世代間交流の場として、ボッチャの事業を実施し、参加者同士のつながりづくりや、お互いを気に掛け合う場として支援します。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るために具体的な取組を記載してください。

地域ケアプラザの貸館事業が、地域の方々に有効に利用していただけるよう最新の空き状況を提供するとともに、ご利用される団体からの意見や要望を伺う機会を定期的に設け、いただいたご意見を施設運営に反映していくことで、利用される方々の視点に立った利用しやすい施設づくりを行います。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

地域福祉保健計画 地区別計画などから挙げられる、「必要とされる地域活動」を担う人材の発掘・育成を念頭に、これまで地域の福祉保健活動に参加したことが無い方に対して、地域活動情報を提供することで参加のきっかけを作るなど、関係機関や地域団体と協力体制を整えてボランティアの発掘や育成を実施します。

個人ボランティアの活動支援や相談に対して、区社協のボランティアセンターと連携し対応していきます。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

1 情報収集について

地区社協などの地域の会合や地域サロン・ミニデイサービス等（地域の事業など）に参加した際には、地域から得た情報などを地域支援記録に整理し、部門間での情報共有を行います。また、地域アセスメントシートを常に更新し、そこから見えてくる課題に対して解決に向けて取り組みます。

貸館利用団体懇談会や地域サロン連絡会などを開催し、地域活動団体同士の情報交換や情報提供の場とともに、団体同士の協力・連携などの関係づくりを進めます。

2 情報提供と発信について

情報提供に関しては、広報紙やホームページ、館内壁面を利用した展示など様々な媒体を活用します。広報紙やチラシなどの発行物は文字の大きさや色を統一するなど、情報が伝わりやすくなるよう工夫して、効果的な情報発信に努めます。また、福祉関係機関や事業所のほか、商店・銀行・病院等、地域住民が日常的に利用する場所に広報紙やチラシを配架依頼します。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

指定管理部門の5職種と所長だけではなく、介護保険部門においても個別課題から地域課題をとらえる視点を常に意識し、それぞれが集約した情報を共有することで、部門間の連携を図るための定期的に会議を開催します。あわせて、職員それぞれの専門性を高めるよう日常的なOJTや研修参加を通して個々のスキルアップと多職種の役割等についてお互いに理解し施設全体のチーム力の向上を図ります。

また、市・区行政から発信されている統計データを地区ごとに分析し、生活ニーズを把握します。データについては、専門職で共有するだけでなく、地域にも可能な限り開示しながら、地域とともに現状を把握していきます。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取

組を記載してください。

他施設で行われている民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源との連携事例を共有し、地域活動交流事業、地域包括支援センター、生活支援体制整備事業の5職種が連携して単位町内会ごとの地域活動の情報収集や分析、個別ケースの課題分析をすすめ、地域ごとの特徴や傾向を明らかにし、区社協の地区担当者と地区的地域活動支援の状況、取組・支援方針について情報を共有します。

ケアマネジャーと民生委員、ボランティアがそれぞれの役割について知る機会を設ける他、ケアマネジャーが地域の社会資源を知りケアプラン作成に活用するための勉強会等を開催します。

また、エリア内の学校、金融機関、関係機関、団体等の新たな連携先を開拓しながら、高齢者のニーズに対応できる取組を検討していきます。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組（協議体）について、具体的に記載してください。

地域が把握している情報や地域ケアプラザ全部門での連携を通じた情報の整理や課題の把握や地域づくりにおける意識の統一を図りながら、地域の皆様の主体的な取組につながるよう協議体を位置づけ、運営していきます。

高齢者の通いの場を運営する活動者が「いつまでも自分の地域で暮らせるよう、自分の居場所があり続ける」ことを目標に、横のつながりを構築し、活動の情報交換や課題に対する学びの場（サロン・茶話会連絡会）を設け、活動に還元していくよう取り組みます。

また、地域の気になる人の把握や見守り合う風土が醸成できるよう、地区社協や区社協とともに仕組みの見直しをしていきます。



【サロン・茶話会連絡会】

エ 高齢者の生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取組

高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に記載してください。

地域包括支援センターや関係機関に寄せられる相談などから、フレイルから要支援の状態にある高齢者の個別の生活ニーズ把握に努めます。これまでに把握した地域活動情報システム「Ayamu」を活用した社会資源をマッチングするだけでなく、ニーズにあわせて必要な社会資源等の開発についても検討実施し、高齢者が住み慣れた地域の中で、これまでの生活が維持できるよう、また高齢者自身が適切に活動を選択できるよう支援します。

これまで把握・整理を行ってきた資源について、フレイルから要支援の個別ニーズに併せたマッチングが行えるよう、再度アセスメントと整理を行います。

また、民生委員からの相談や区役所との定例カンファレンスで挙がった気になる人に対して、それぞれに合った活動や地域の居場所につないでいきます。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

地域の住民が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域へ積極的に出向き地域のニーズ把握に努めるとともに、住民の交流の場づくりや見守り活動を地域の方と協力し推進していきます。

また、介護予防の取組や要介護状態になっても安心して生活を継続できるよう地域の関係機関と協力し、地域包括ケアシステムの推進を図ります。

1 ワンストップサービスとしての総合相談窓口

「ワンストップサービス」の相談窓口としての役割を十分認識し、総合相談を受けるための体制を整えて相談業務にあたります。また、相談者に対して適切に情報提供等ができるよう、介護保険サービスといった公的サービスだけでなく、地域の社会資源や地域のネットワークを把握し、活用できるよう情報把握・管理に努めます。

2 地域へのアウトリーチ、相談窓口に関する周知

積極的に地域に出向いて、より身近な相談窓口であることを幅広く周知するため、チラシ等を活用し、地域ケアプラザの相談機能を周知します。また、地域ケアプラザから離れたエリアで関係機関と協力しながら出張相談を行うなど、積極的に相談を受けられる体制を整えます。

3 専門職間ならびに区役所との連携

地域包括支援センター3職種が連携して地域住民が自分らしく豊かに暮らしていくための支援を総合的に行います。支援策を検討するにあたり、職員間における日常的な情報共有に加え、区役所との定例カンファレンスや職場内でのミーティングを活用し、多角的な視点で方向性を確認します。日頃の相談内容の傾向等を共有し、個別ケース地域ケア会議のケースとして検討するなど、個別課題の解決やネットワーク構築、地域課題の解決に向けた取組につなげていきます。

また、相談件数の増加に加え、複雑かつ多様化した相談に対しても適切な支援が行えるよう、区役所をはじめ、地域の関係機関と連携して相談機能を充実させていきます。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

認知症に関する知識、最新の情報を収集するとともに、地域包括支援センターが相談窓口であることを周知します。相談があった場合には、本人の状況、家族をはじめとする支援者や関係者の状況を迅速かつ的確に把握し、適切な支援が受けられるように対応します。また、継続的な状況把握に努め、ケアマネジャーとも連携・協力して支援します。併せて、常時情報共有ができるように、日頃から区役所や関係機関等との連携を密に図ります。

1 チームオレンジの取組の推進

チームオレンジの取組として、認知症の人や家族の声や思いを把握し、地域住民及び関係機関と連携していきながら、希望の実現や困りごとの解決につなげていきます。

2 認知症サポートキャラバンの推進

認知症に関する正しい知識の普及を目的として、地域住民やエリア内の小中学校をはじめ、認知症の人と接する機会の多い関係機関等に対し、認知症サポート養成講座を開催し、地域住民等への認知症に関する理解を広めます。

また、出張講座等を積極的に行い認知症についての理解を広げることで、地域で見守り合える体制づくりを進めます。

3 介護者支援の充実

認知症の人や家族の視点を重視しながら、介護者の悩みの共有やリフレッシュできる場として、介護者のつどいを定期的に開催します。

ウ 権利擁護事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

1 高齢者虐待ケースへの対応

地区民児協を中心に地域住民と連携して見守り機能を高め、高齢者虐待の早期発見に取り組みます。相談や通報があった場合には、状況を把握するとともに、区役所と対応を検討し、役割分担をしながら対象者を支援します。緊急度の高いケースについては、対象者の生命の安全を最優先に複数の職員で介入していきます。

2 高齢者虐待の予防・防止

区役所や区社協と毎月実施している定例カンファレンスで情報共有を行っていく他、高齢者虐待を発見しやすい立場にある介護保険事業所や医療機関との日常的なコミュニケーションを円滑にしておくことで虐待の早期発見、早期対応、未然防止を目指します。

定期的に「介護者のつどい」を開催し、参加者同士の情報交換やリフレッシュできるプログラムを通じて、虐待予防に取り組みます。

3 権利擁護のための普及啓発

地域のサロンや会合に出向き、消費者被害、成年後見制度やライフデザインノート講座などの権利擁護関連講座を実施して、制度や事業について普及啓発を行います。

また、個別の対応が必要な方については、弁護士や司法書士による個別相談会を実施し、専門機関につなげます。

4 成年後見制度等の利用促進

成年後見制度や日常生活自立支援事業、消費者保護等、権利擁護に関する各種制度や知識に関する最新の情報を収集し、相談支援に活かします。具体的なケース対応にあたっては、成年後見制度の区長申立てや親族申立て支援など、必要に応じて区行政、区社協とも連携して支援にあたります。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

■包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

1 ケアマネジャー支援

エリア内ケアマネジャー及び主任ケアマネジャーを対象とし、当地域ケアプラザ協力医によるミニ講座など医療分野の勉強会や事例検討会などを実施します。

また、適切な情報提供及び在宅介護支援における助言などを実施します。

2 地域組織の会議、事業への参加

要介護高齢者支援の連携・協働体制構築に向け、地区民児協や自治会町内会、老人クラブの会合、地域のサロンなどへの参加や出張講座の実施、ふれあい活動員研修会との協働等にも取り組んでいきます。

3 インフォーマルサービスの取組

地域活動交流事業、生活支援体制整備事業と連携し、上記地域の会合への参加や事業の協働、自治会町内会ごとの地域アセスメントを通じてインフォーマルサービスの把握を行います。把握した情報はリスト化し、地域住民やケアマネジャーへの情報提供等に活用します。

また、情報共有や共通の課題検討を通じて、活動の維持・拡充を支援します。

4 事業を通じた周知、関係構築

地域ケアプラザ自主事業実施の際には地域包括支援センターの機能や介護保険制度、ケアマネジャーの役割等について周知します。また、たんまち文化祭・反町展示会の共催等を通じて近隣施設との関係強化を図ります。

■在宅医療・介護連携推進事業

1 相談支援

医療・介護の複合的な支援の相談が多いいため、在宅医療連携拠点やケアマネジャー等と連携し、在宅医療や介護サービスの利用につながるよう支援します。

また、病院の医療相談室と連携し円滑な在宅復帰を支援します。

2 医療機関等とのネットワーク強化

在宅医療連携拠点主催の神奈川区連携会議に参加し、神奈川区医師会、神奈川区薬剤師会、近隣病院、神奈川区介護サービス事業所連絡協議会等と事例検討や相談事例の共有を行うことを通じて、個別ケース支援や地域支援における医療機関とのネットワークの強化に努めます。

また、上記関係機関に地域ケア会議への参加協力を求め、地域課題やニーズについての検討とともに進めています。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

地域で暮らす高齢者が要介護や認知症になっても、地域で自分らしく暮らし続けることができるため、日頃の相談内容の傾向や自主事業を通じて感じている課題や地区概況シート等の量的データの傾向も踏まえ、ケース選定や対象地区等、重点取組の内容やテーマを決定します。地域ケア会議実施にあたっては、医療・介護の専門職や自治会町内会、地区社協や民児協、区役所、区社協とも連携しながら取り組んでいきます。

個人のケースを対象とした地域ケア会議を通じて、個別課題を解決するとともに地域の関係機関の連携を高められるネットワーク機能の構築を目指します。

個別ケース地域ケア会議を通じて、個人の困りごとを地域の課題として捉え、それらをテーマにした包括レベル地域ケア会議の実施により、地域づくりや資源開発に向けた取組につなげていきます。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、業務委託先である指定居宅介護支援事業者の選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

適正なケアプラン作成のため、プランナーの確保と資質向上に向けた研修を定期的に実施します。また、公正・中立な立場を基本に居宅介護支援事業所への委託は、委託先が偏らないように幅広い事業所へ委託します。

ケアプラン作成にあたっては、地域で行われる活動への参加もプランに加えることで、地域全体でその方の介護予防が進められることを意識したプラン作りを心がけます。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を継続できるよう、介護予防（フレイル予防）の普及啓発を行います。「GOGO 健康講座」「いきいき健康講座」では体力向上・認知症予防などの介護予防講座や体操教室を行い、介護予防やフレイル予防に取り組むきっかけづくりを進めます。講座の企画は、近隣の福祉施設や医療機関とも連携し、より地域の実情に沿った専門性の高い講座を行います。また、講座や事業の終了後も継続して自発的な介護予防への取組につながるように支援します。



【ポール de 歩こう会】



【男の体操教室】

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのようにしていくかを記載してください。

地域包括支援センター3職種の専門知識や技能を活かし、かつ地域活動交流コーディネーター及び生活支援コーディネーターも含めた各職種が持つネットワークを共有して、各々が関係性を構築していくことで、地域ケアプラザとして基盤となるネットワークが強固になるよう進めていきます。これらのネットワークを基盤とし、スムーズに支援チームが結成され、適時に機能する支援体制の構築を目指します。

また、地域包括ケアシステムの構築に向けた、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア団体によるインフォーマルサービス等の様々な社会資源と連携を構築するための情報交換や、定期

的な会合により協力し合える関係を強化します。

個別の課題から地域課題を抽出し、現在の制度や活動では解決が難しい課題に対応できる体制や仕組みを作るとともに、地域支援事業への展開を検討します。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

介護保険法の目的に添い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援すると同時に、利用者の家族が身体的、精神的負担を軽減できるよう介護計画（居宅サービス計画）を作成します。身近な相談・支援の窓口としての機能が発揮できる居宅介護支援事業所を目指します。

1 尊厳の保持・自立支援の視点

利用者の意思を尊重し、心身の状況や環境等に応じて、可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活（要介護状態の予防、軽減又は悪化の防止等）が送れることを目標にして、居宅サービス計画を作成します。

介護保険サービスなどのフォーマルサービスだけでなく、地域の資源である地域活動等のインフォーマルサービスも積極的に活用します。

2 多職種、関係機関との連携

区役所や地域包括支援センター、地域の福祉・保健・医療サービス、ボランティア団体等の関係機関と連携を図るとともに、多様な事業者から総合的かつ効率的にサービスが提供されるように調整します。その際には公の施設における事業提供であることを踏まえ、公正中立な立場で対応します。

3 個別課題から地域課題へ

利用者支援を通じて把握した個別課題を整理し積み重ねていくことが、地域課題の把握につながると考えます。そのため、整理した個別課題を区役所や地域包括支援センターに発信するとともに、地域の社会資源である居宅介護支援部門として、他部門と連携し、地域課題の解決に取り組みます。

4 研修・情報共有による人材育成

定期的に勉強会や研修へ積極的に参加できるよう体制を整え、ケアマネジャーのスキルアップを図ります。

また、地域包括支援センター主任ケアマネジャーの協力を得て、所内で事例検討を定期的に行い、アセスメント力の向上を図ります。

(6) 通所介護等通所系サービス事業

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

本会の理念に基づいたデイサービス提供方針により、利用されるお一人お一人の生き方を大切にし、その人らしく活き活きと健やかに過ごせるようにサービスを提供します。また、ご家族にとつても安心して生活上の相談ができる身近な窓口として、住み慣れた地域で在宅生活が継続できるよう取り組みます。

1 自立支援の視点

- (1) ご自身でできることを増やし、ご自宅での生活を生き生きと過ごしていただけるように利用者の意欲や能力を引き出す支援に努めます。
- (2) 集団体操や個別機能訓練では、ご自宅での生活を送るために目的のある動作を取り入れます。
- (3) 個別性を尊重し、ご自身で選択・自己決定できるように選択制プログラムを提供します。
- (4) 地域密着型通所介護事業を実施することで、利用されるお一人おひとりのニーズに、より一層丁寧に対応します。

2 地域住民、関係機関との連携

- (1) 地域に開かれた施設として、ボランティア活動を積極的に受け入れ、交流を広げていきます。また、学校等の関係機関との交流を図り、小・中学生の福祉教育の受入を行い、福祉活動のきっかけづくりを行います。
- (2) 他部門と連携し、地域のサロンや事業等に介護技術等の講師として参加することで、専門的な知識を活かし地域貢献に取り組みます。あわせて、地域ケアプラザの役割について周知していくきます。

3 職員の資質向上

法人の研修計画に地域ケアプラザ独自の研修プログラムを設定し、習熟度に合わせた研修に参加できる体制を整えていきます。また、研修参加が難しい職員に対しても会議等を通してミニ研修を実施し、専門職としての知識・技術を向上するよう努めています。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

1 人件費

地域活動交流部門と生活支援体制整備事業は当該地域における地域福祉を住民とともに推進し、地域包括支援センターは専門部署として相談や事業を実施していきます。そのため、各部門の効果的な業務推進、質の高いサービス提供ができるよう、職員の配置が可能な額を積算してい

ます。

2 事業費

事業計画を基本に、必要経費を積算しています。期中における新たな取組による費用発生も想定されますが、限られた人員の中で事業を拡大し続けることは困難であるため、既存事業も見直しながら予算の範囲内で執行できるよう努めます。

3 事務費

必要最低限の経費を計上し、経費節減に努めます。特に施設利用者の使用する備品類の劣化が進んでいるため、指定期間中に計画的に更新できるよう費用を配分しています。

4 管理費

利用者の安全性、快適性に直結する設備保守費用や清掃費用は不足することがないよう、前指定管理期間中の金額を基本に積算しています。また、光熱水費については、引き続き省エネを徹底することを前提に、費用をこれまでの支出状況に合わせて積算しています。

以上のような費用積算の考え方により費用を積算し、指定管理料の不足分は介護保険事業の利用料収益を活用して充当する計画としています。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

1 利用料金の収支の活用について

介護保険関連の専門職や、法人内で特に地域福祉の推進に意欲ある職員を地域包括支援センター等、指定管理料での事業部門に配置することとし、指定管理料に不足分が生じた場合には、介護保険事業における収支差額（収益）を充て、質の高いサービスを提供します。

2 運営費の効率性について

(1) 一括入札・契約の実施

市内で複数の指定管理施設を受託している利点を活かし、引き続き、建物・設備保守管理業務契約等の一括入札が可能な契約を集約し、効率的に運営費を執行します。

また、備品・消耗品についても一括購入するなどし、経費の縮減に努めていきます。

(2) 省エネの徹底

利用者の快適性を損なわない範囲で節電、節水を徹底して経費の縮減を図ります。

(3) 契約における競争性の確保

本会規程に則り、保守管理契約はもとより、施設単体で契約する備品や消耗品の購入に至るまで入札や見積もり合わせを行って業者の競争性を確保し、経費を縮減します。

(4) ワーク・ライフ・バランスの推進による効率性の向上

ノーリミテッド、年休取得目標の設定などワーク・ライフ・バランスを推進することで、各職員の業務の効率性を向上させ、職員の定着率を上げるとともに超過勤務経費を縮減します。

(5) スケールメリットを活かした職員採用、育成

職員採用の事務と職員育成のための研修を法人が一括で行うことで、施設単位での職員採用、育成に係るコストを縮減します。

**指定管理料提案書
(横浜市反町地域ケアプラザ)**

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	■	14,638,815円	14,638,815円	14,638,815円	14,638,815円	14,638,815円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	■	239,835円	239,835円	239,835円	239,835円	239,835円
事業費		保険料、諸謝金費、広報費 等	□	290,000円	290,000円	290,000円	290,000円	290,000円
事務費		通信費、複合機リース・保守、施設賠償責任保険、職員等研修費、振込手数料、租税公課、業務システム関連経費 等	■	4,411,000円	4,411,000円	4,411,000円	4,411,000円	4,411,000円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	□	5,498,000円	5,498,000円	5,498,000円	5,498,000円	5,498,000円
小破修繕費		・小破修繕費 474,000円		474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		-1,005,650円	-1,005,650円	-1,005,650円	-1,005,650円	-1,005,650円
施設使用料相当額				-1,036,000円	-1,036,000円	-1,036,000円	-1,036,000円	-1,036,000円
合計				23,510,000円	23,510,000円	23,510,000円	23,510,000円	23,510,000円
			うち団体本部経費	1,451,000円	1,451,000円	1,451,000円	1,451,000円	1,451,000円

※1:(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人工))+(地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)+(地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(2) 地域包括支援センター運営事業

項目		積算根拠 団体本部 経費 の含有	金額					
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□	29,497,875円	29,497,875円	29,497,875円	29,497,875円	29,497,875円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□	774,375円	774,375円	774,375円	774,375円	774,375円
事業費		保険料、諸謝金費 等	□	99,000円	99,000円	99,000円	99,000円	99,000円
事務費		通信費、複合機リース・保守、施設賠償責任保険、職員等研修費、振込手数料、業務システム関連経費 等	□	930,000円	930,000円	930,000円	930,000円	930,000円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	□	1,429,000円	1,429,000円	1,429,000円	1,429,000円	1,429,000円
小破修繕費		・小破修繕費 126,000円		126,000円	126,000円	126,000円	126,000円	126,000円
協力医		・協力医 630,000円		630,000円	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		-931,250円	-931,250円	-931,250円	-931,250円	-931,250円
合計				32,555,000円	32,555,000円	32,555,000円	32,555,000円	32,555,000円
			うち団体本部経費	0円	0円	0円	0円	0円

※2:(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工))+(地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)+(地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(3) 生活支援体制整備事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人 件 費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・生活支援Co	□					
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・生活支援Co	□					
事業費	諸謝金費 等		□					
事務費	消耗品費、備品等購入費 等		□					
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		/	-91,000円	-91,000円	-91,000円	-91,000円	-91,000円
合計				6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円
				うち団体本部経費	0円	0円	0円	0円

※3:生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(4) 一般介護予防事業

項目	積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業費	事業消耗品費、保険料、賃借料、 諸謝金費 等	□	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
合計			154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
			うち団体本部経費	0円	0円	0円	0円

収支予算書
(横浜市反町地域ケアプラザ)

項目		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収入 横浜市 支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業	23,510,000円	23,510,000円	23,510,000円	23,510,000円	23,510,000円
	地域包括支援 センター運営事業	32,555,000円	32,555,000円	32,555,000円	32,555,000円	32,555,000円
	生活支援 体制整備事業	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円
	一般介護予防 事業	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
		62,404,000円	62,404,000円	62,404,000円	62,404,000円	62,404,000円
収入 介護保険 事業収入	介護予防支援事業 ・第1号介護予防支 援事業	16,712,000円	16,712,000円	16,712,000円	16,712,000円	16,712,000円
	居宅介護支援事業	18,998,000円	18,998,000円	18,998,000円	18,998,000円	18,998,000円
	通所系 サービス事業	58,506,000円	58,506,000円	58,506,000円	58,506,000円	58,506,000円
		94,216,000円	94,216,000円	94,216,000円	94,216,000円	94,216,000円
	その他収入	0円	0円	0円	0円	0円
		156,620,000円	156,620,000円	156,620,000円	156,620,000円	156,620,000円
支出 内訳	人件費	115,023,000円	115,023,000円	115,023,000円	115,023,000円	115,023,000円
	事業費	22,360,000円	22,360,000円	22,360,000円	22,360,000円	22,360,000円
	事務費	6,280,000円	6,280,000円	6,280,000円	6,280,000円	6,280,000円
	管理費	11,727,000円	11,727,000円	11,727,000円	11,727,000円	11,727,000円
	その他	1,230,000円	1,230,000円	1,230,000円	1,230,000円	1,230,000円
		156,620,000円	156,620,000円	156,620,000円	156,620,000円	156,620,000円
うち団体本部経費		2,902,000円	2,902,000円	2,902,000円	2,902,000円	2,902,000円
収支		0円	0円	0円	0円	0円

賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書
(横浜市反町地域ケアプラザ)

1 地域ケアプラザ運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.2300人	1.2300人	1.2300人	1.2300人	1.2300人

臨時 雇用 職員等	①	基礎単価					
	配置予定人数	2.4000人	2.4000人	2.4000人	2.4000人	2.4000人	
臨時 雇用 職員等	②	基礎単価					
	配置予定人数						
臨時 雇用 職員等	③	基礎単価					
	配置予定人数						

2 地域包括支援センター運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	4.0000人	4.0000人	4.0000人	4.0000人	4.0000人

臨時 雇用 職員等	①	基礎単価					
	配置予定人数						
臨時 雇用 職員等	②	基礎単価					
	配置予定人数						
臨時 雇用 職員等	③	基礎単価					
	配置予定人数						

3 生活支援体制整備事業における基礎単価及び配置予定人数

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

4 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

「1地域ケアプラザ運営事業」及び「3生活支援体制整備事業」は主事または嘱託、「2地域包括支援センター運営事業」は主事または介護主任の有資格者、保健師または地域経験のある看護師を配置 「1地域ケアプラザ運営事業」における配置予定人数に、地域ケアプラザ運営支援業務に従事する本部職員の人事費として0.23人工を計上
--

団体の概要

(令和7年 1月 1日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじん よこはまししゃかいふくしきょうぎかい) 社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。	
(ふりがな) 名称	()
所在地	〒231-8482 神奈川県横浜市中区桜木町一丁目1番地 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 (市税納付状況調査（様式6同意書による）に使用します)
設立年月日	昭和26年3月 (昭和28年3月 社会福祉法人認可)
沿革	昭和56年 社会福祉センター（ボランティアセンター・情報センター・研修センター）受託開始 福祉情報紙「福祉よこはま」発行 昭和59年 地区センター・老人福祉センター受託開始 平成3年 在宅支援サービスセンター（現：地域ケアプラザ）受託開始 平成6年 横浜市地域福祉活動計画 策定 平成9年 福祉保健研修交流センター「ウィリング横浜」受託開始 平成10年 横浜生活あんしんセンター開所 平成16年 (財)在宅障害者援護協会が統合し、障害者支援センターとして設置 平成25年 中長期的な組織・活動の方針「長期ビジョン2025」を策定 平成25年 横浜市地域福祉活動計画を第3期横浜市地域福祉保健計画と一体的に策定 平成28年 生活支援体制整備事業受託 平成30年 第4期横浜市地域福祉保健計画 策定 令和2年 中核機関「よこはま成年後見推進センター」受託・設置 令和5年 第5期横浜市地域福祉保健計画 策定
事業内容等	(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 (4) (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 (5) 区社会福祉協議会の相互の連絡及び調整の事業 (6) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 (7) 共同募金事業への協力 (8) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修 (9) 横浜生活あんしんセンター事業の実施 (10) 横浜市老人福祉センターの受託経営 (11) 横浜市地域ケアプラザの受託経営 (12) 障害者支援センター事業の実施 (13) 障害者更生センターの受託経営 (14) 横浜市福祉保健研修交流センターの受託経営 (15) 横浜市高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業の受託経営 (16) 横浜市社会福祉センターの受託経営 (17) 横浜市地区センターの受託経営

	(18) 生活支援体制整備事業の実施 (19) 保育士修学資金貸付事業の実施 (20) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の実施 (21) 民間社会福祉事業従事者年金共済事業の実施			
財務状況 ※直近3か年の事業年度分	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	総収入	14,702,540,780	15,538,112,796	16,807,322,619
	総支出	14,520,111,657	15,516,193,414	16,660,945,940
	当期収支差額	182,429,123	21,919,382	146,376,679
	次期繰越収支差額	1,443,964,089	1,462,333,249	1,431,531,464
連絡担当者	【所属】 【氏名】 【電話】 【FAX】 【E-mail】			
特記事項				